

産業廃棄物処理委託契約書の電子化サービスに関する意識調査：アンケート結果

令和2年7月22日

(令和2年9月28日一部修正)

公益社団法人大阪府産業資源循環協会
産業廃棄物処理委託契約書電子化推進プロジェクト

■趣 旨

産業廃棄物処理委託契約書の事務に関しては、廃棄物処理法による規制や収入印紙の取扱い等、日々、その作成と管理に時間をとられ、この契約書で法令上の問題はないか、産廃行政や税務署等から指摘を受けないかと不安を抱えながら、廃棄物処理の業務に従事する産業廃棄物処理業者側の実情を推察できる。

このような状況下において、電子マニフェストの普及拡大と呼応するかのように、以上の問題を解消するものとして「契約書の電子化サービス」（いわゆる電子契約）を利用する事例が増えてきており、本会としても、その動向に注目しているところである。

ついては、電子契約に対する会員企業の意識を調査することにより、その実態や展望の一端を把握し、「新たな財源となる事業」を検討していくための基礎データとするべく、本調査を実施する。

■期 間

令和2年6月26日から令和2年7月6日まで

■対 象

会員企業のうち、法令上、産業廃棄物処理の受託が可能であるもの 285社

■回答件数

117社（回答率41.1%）

■業種区分※

- 収集運搬 97社（83%）
- 積替保管 35社（30%）
- 中間処理 70社（60%）
- 最終処分 6社（5%）

※複数の業種区分を有する会員企業は重複して算定

Q 1 委託契約書を「紙」ではなく、パソコン上で管理しても法令違反にならないことをご存知ですか？

知っている	91 社	78%
知らなかった	26 社	22%

⇒ 「知らなかった」と回答された方
委託契約書の電子化について関心はありますか？

詳しく知りたい	12 社	46%
関心はない	4 社	15%
無回答	10 社	38%

⇒ 「関心はない」と回答された方
その理由を教えてください

- 現在の所
- 他業務も多忙な為

～考察～

委託契約書の電子管理について、「知っている」に8割弱の回答があったこと、また「知らなかった」うちでも5割弱が「詳しく知りたい」と回答していることから、現状において9割弱の会員企業が認知し、又は肯定的なとらえ方をしていると考えられ、後述するQ 2及びQ 8の結果とも整合する。

Q 2 実際に電子契約で、産業廃棄物の処理を受託したことはございますか？

ある	33社	36%
ない	58社	64%

⇒「ある」と回答された方

電子契約で受託する年間契約件数を教えてください

～ 49件	18社	55%
50件～ 99件	2社	6%
100件～ 499件	1社	3%
500件～ 999件	0社	0%
1000件～	0社	0%
無回答	12社	36%

「ない」と回答された方

今後の予定を教えてください

(各々の四捨五入により総計 100%とまらない)

機会があれば電子契約を利用したい	24社	41%
電子契約の利用について協議中である	18社	31%
電子契約を利用する予定はない	10社	17%
無回答	6社	10%

⇒「電子契約を利用する予定はない」と回答された方

その理由を教えてください

- 普及率が低いこと、処分業者にメリットが無い
- 排出事業者がしっかりしていないから
- 紙で保管する必要有る（国や自治体の監査等有り、紙ベースで保管しておきたい）
- 機会がないから
- 件数が多くなく、紙で問題なし
- 会社方針
- 収入印紙代金問題
- 双方から特に要望がない為
- まだ具体的な案件がなく検討に至っていない
- 需要が少ない為

～考察～

電子契約の利用について、「ある」に4割弱の回答があったことは当初の想定を超える朗報であったが、そのうち5割強は年間契約件数が「～49件」にとどまっているという結果も考慮すると、“平時の業務ツール”としては遥か普及の途上にあると認識せざるを得ない。ただし、「ない」と回答したうちでも7割強は導入の意思がある（「機会があれば電子契約を利用したい」や「電子契約の利用について協議中である」）としていることから、普及していく可能性は十分に考えられる。「電子契約を利用する予定はない」と回答した理由も参考にしながら、各々の利用件数が増加するような方策の検討が課題と思われる。

Q 3 利用したことがある電子化サービスについて、その運営会社名とサービス名を全て教えてください

weee(株)/e 契約	9 社	27%
弁護士ドットコム(株)/クラウドサイン	4 社	12%
(株)イーリバースドットコム/er-contract	9 社	27%
GMO クラウド(株)/Agree	0 社	0%
(株)インフォマート/B to B プラットフォーム契約書	1 社	3%
その他*	10 社	30%

※その他

- 日本産業廃棄物処理振興センター 3 社
- 積水建設(株)/新 Kan たす 2 社
- ドキュサイン社/DocuSign 2 社
- イーリバースのマニフェスト管理 1 社
- ラディックス(株)/クラウド契約管理サービス 1 社
- (株)E-STAMP 1 社
- (株)アクセル/クラウドスタンプ 1 社
- 産廃・建設系クラウド電子契約 1 社

～考察～

利用実績のある電子契約について、「weee(株)/e 契約」、「弁護士ドットコム(株)/クラウドサイン」、「(株)イーリバースドットコム/er-contract」の3社/サービスに7割弱の回答があり、現状における電子契約市場の占有率や実績・知名度を反映した結果と思われる。

以上の結果を踏まえ、近時、本プロジェクトにて当該上位3社に対するヒアリング（情報収集のための意見交換）を実施する方向で調整を進める。

Q 4 電子契約の利用やサービスは、どこからの要望・指定によるものが多いですか？

自社が積極的に提案し、利用を進めている	9社	27%
もう一方の受託者（収集運搬業者）から指定される	1社	3%
もう一方の受託者（処分業者）から指定される	3社	9%
排出事業者から指定される	20社	61%

～考察～

電子契約を利用することそれ自体や利用にあたっての運営会社／サービスについて、「排出事業者から指定される」に6割強の回答があり、電子マニフェストに係るASPの採否及びその事業者の選定時と同様の事情が伺える。即ち、会員企業においては、委託者である排出事業者が各々に指定してくる電子契約のサービスに応じ、その種類の分だけ個別利用するという非効率な業務状況が強いられている点を容易に想像できる。

例えば、そのような産業廃棄物処理業者側の非効率な業務状況を改善するため、排出事業者側が指定しようとする運営会社・サービスとのデータ互換も可能とする高付加機能等を備えた“業界標準の電子契約（産業廃棄物処理業者のための電子契約）”をサービス化することにより、双方とも積極的な電子契約の利用を進めやすくする環境の整備が急務と考えられる。

Q 5 電子契約を利用する相手方（排出事業者）には、どのようなところが多いですか？
（複数回答可）

建設業者	17社	52%
製造業者	10社	30%
卸売・小売業者	5社	15%
学校・事務所	0社	0%
医療関係機関	0社	0%
官公庁	1社	3%
その他*	3社	9%

※その他

- 同業 1社
- 無回答 2社

～考察～

電子契約を利用する相手方について、「建設業者」や「製造業者」とする回答が圧倒的に多く、一般的な委託契約に係る排出事業者の業種内訳と特段傾向の差異はない点を確認できる。言い換えれば、特定の排出事業種・業界が、他の排出事業種・業界との比較において、想定を超えて顕著なまでに委託契約書の電子化を進めているような動向は見受けられないように思われる。

Q 6 契約を結ぶまでの時間を短縮できることが、電子契約のメリットといますか？

思う	21社	64%
思わない	10社	30%
無回答	2社	6%

⇒「思う」と回答された方

従来の契約締結に至る1件あたりの平均的な所要時間を教えてください

3時間未満	4社	19%
3時間以上1日未満	0社	0%
1日以上1週間未満	2社	10%
1週間以上	3社	14%
無回答	12社	57%

～考察～

電子契約のメリットとして、「契約を結ぶまでの時間を短縮できること」を挙げる回答が6割強あり、契約締結に至る社内稟議・決済（法人としての意思決定）の迅速・効率化を指摘する声と考えられる。ただし、メリットとしてとらえる短縮時間については、「3時間未満」から「1週間以上」まで、ほぼ均一に回答が分散していることから会員企業間で個別差があるように思われる。

なお、“電子契約を利用したことのある会員企業のうち5割強が50件未満の年間契約件数にとどまっている”というQ2の結果を踏まえると、現状においてでも、少なくとも年間150時間程度（3時間未満×50件未満）までの時間短縮を実感している会員企業は相応にいるということになる。

Q6の2 契約事務や管理に係るコストを削減できることが、電子契約のメリットと
 思いますか？

思う	19社	58%
思わない	13社	39%
無回答	1社	3%

⇒「思う」と回答された方
 契約事務や管理に係る年間総費用を教えてください

(各々の四捨五入により総計100%とならない)

～ 99,999円	4社	21%
100,000円 ～ 499,999円	1社	5%
500,000円 ～ 999,999円	1社	5%
1,000,000円 ～ 4,999,999円	1社	5%
5,000,000円 ～	1社	5%
無回答	11社	58%

～考察～

電子契約のメリットとして、「契約事務や管理に係るコストを削減できること」を挙げる回答が6割弱あり、契約事務や管理に係る書類の保管・保存場所又は設備の維持費及び人件費等の縮減を指摘する声と考えられる。ただし、メリットとしてとらえる削減コストについては、「～99,999円」とする回答が多く、現状においては、年間を通じて縮減できる総費用をそれほど大きく評価していないように思われる。

他方、「契約事務や管理に係るコストを削減できること」を電子契約のメリットと思う会員企業のうち6割弱が「無回答」としている点は留意すべきであり、これを精査・検証することにより、メリットとしてとらえる削減コストの水準は大きく変化する可能性があると考えられる。

Q6の3 印紙税を納めなくてよいことが、電子契約のメリットとと思いますか？

思う	22社	67%
思わない	10社	30%
無回答	1社	3%

⇒「思う」と回答された方

委託契約書に係る年間総印紙税額を教えてください

～ 49,999円	1社	5%
50,000円 ～ 99,999円	4社	18%
100,000円 ～ 499,999円	3社	14%
500,000円 ～ 999,999円	0社	0%
1,000,000円 ～	0社	0%
無回答	14社	64%

～考察～

電子契約のメリットとして、「印紙税を納めなくてよいこと」を挙げる回答が7割弱あった。これは、単にいう節税（委託契約書に係る年間総印紙税額について、6割強が「無回答」としている点に留意）の観点からだけでなく、委託契約書やその内容を変更する際の覚書・合意書等に係る印紙税法上の課税物件の種類指定において、廃棄物処理法に基づく委託基準と整合しないように思われる見解を税務署から示され、当該委託基準遵守の観点によってでは通常想定され得ない課税物件の種類指定がなされた結果、印紙税納付不足との指導を受け、産業廃棄物処理業者側にとって不確実な事由から過怠税が徴収されるリスクを未然に排除できる点を指摘する声と考えられる。

なお、電子契約を利用した場合にあっても、産業廃棄物処理業者側にとって不確実な事由から税務署による指導を受ける可能性を、相応のリスクとしてとらえている会員企業は少なからずいるようであり、この点は、後述するQ7の結果（1割強が「印紙税について税務署に指摘されないか不安である」と回答）からも明らかである。

Q6の4 電子マニフェスト等との関連付けが容易になることが、電子契約のメリットと
 思いますか？

思う	12社	36%
思わない	20社	61%
無回答	1社	3%

⇒「思う」と回答された方
 電子マニフェスト利用実績の有無を教えてください

有	8社	67%
無	1社	8%
無回答	3社	25%

～考察～

電子契約のメリットとして、電子マニフェスト等産業廃棄物に係るその他の電子データとの関連付け及び統合管理を指摘する会員企業（電子マニフェスト利用実績について、7割弱が「有」と回答）は相対的に少なかった。ただし、これは、どのような形式で電子契約（データ）を管理するのかといった点等如何によって評価が分かれるところと考えており、したがってシステムとしてのあり方についても検討し、より具体的なイメージを示した上で、改めて会員企業に意見を伺う必要があるように思われる。

Q6の5 最新の契約情報を社内で共有しやすくなることが、電子契約のメリットと
 思いますか？

思う	11社	33%
思わない	20社	61%
無回答	2社	6%

～考察～

電子契約のメリットとして、最新の契約情報に係る社内共有を指摘する会員企業は相対的に少なかった。企業組織として即時性のある営業や現場対応が可能になることから、メリットと思う会員企業は相対的に多いと想定していたが、翻って“契約情報の漏えい”をリスクとしてとらえている会員企業が相応にいるということとも考えられる。

Q 6の6 排出事業者からの要望で利用しているだけで、特に電子契約にメリットはないと思いますか？

思う	10社	30%
思わない	21社	64%
無回答	2社	6%

～考察～

Q 1、Q 2、Q 4、後述するQ 8の結果を勘案して総合的に判断すると、会員企業は電子契約を利用することに相応のメリットがあると考えており、これに取り組もうとする自発的な意思はあるものの、往々にして、それは委託者である排出事業者から求められるものとなり、そのための運営会社／サービスを一方的に指定されてしまうような事情を推察できる。

排出事業者から電子契約の運営会社／サービスを一方的に指定されてしまうことによる産業廃棄物処理業者側の弊害及びこれに対し本会が考える方策の一例については、Q 4の考察において示したとおりである。

Q 7 電子契約を利用するにあたって、問題点や気になる点はございますか？
(複数回答可)

民事上「紙」と同じ証明能力があるのか不安である	4社	12%
電子署名やタイムスタンプは必須なのか不明である	3社	9%
電子契約の変更も電子契約が必須なのか不明である	7社	21%
印紙税について税務署に指摘されないか不安である	5社	15%
その他*	6社	18%

※その他

- なれていないので手間が係る 1社
- 先方独自の物で使いづかった 1社
- 契約内容が違う物が明記されていた 1社
- 便乗して管理会社が商流に入ること 1社
- 電子契約に対する排出事業者の理解が不足している 1社
- 気になる点は特になし 1社

～考察～

今後、委託契約書の電子化を推進していくための事業に係る重要啓発事項として留意し参考にさせていただく。

Q 8 今後の電子契約の利用について、どのようにお考えですか？

(各々の四捨五入により総計 100%とまらない)

社の委託契約書を、全て電子契約に変えていきたい	3社	9%
積極的に電子契約に変えていきたい	11社	33%
契約内容を踏まえ、一部電子契約に変えていきたい	13社	39%
できれば、電子契約に変えたくない	2社	6%
電子契約に変えていくことは考えていない	3社	9%
無回答	1社	3%

⇒ 「できれば、電子契約に変えたくない」と回答された方
その理由を教えてください

- 紙の方が検索閲覧しやすい
- 相手側に 1 から説明すると余計に手間がかかる

「電子契約に変えていくことは考えていない」と回答された方
その理由を教えてください

- 効率的でないしメリットがない

～考察～

電子契約への変更について、8割強が前向きに取り組む（「社の委託契約書を、全て電子契約に変えていきたい」、「積極的に電子契約に変えていきたい」、「契約内容を踏まえ、一部電子契約に変えていきたい」）としており、Q 1 及び Q 2 の結果とも整合する。

なお、2割弱が回答した「できれば、電子契約に変えたくない」や「電子契約に変えていくことは考えていない」の理由については、今後、委託契約書の電子化を推進していくための事業に係る重要啓発事項として留意し参考にさせていただく。

Q 9 以上のほか、委託契約書の電子化について、ご意見・ご感想・ご質問等がございましたら、ご自由にご記入ください
(順不同)

- 現時点で当社の得意先で電子契約を使用の得意先が極少であり利用していない
- 先ず勉強不足、きちんとした理解と知識のうえすすめていきたい
- 電子契約を利用したとしても、少数しかない場合手数料と手間の方は増えるのではないかと思う
- 一般的にどれくらいの導入費及びランニングコストが発生するのか知りたい
- 現在加入はしたがまだ利用した事はない
- 電子契約について何からはじめたらよいのか分からない
- 手続き等を詳しく知りたい
- 電子マニフェストと紙マニファストの併用をしているが、契約書も対応出来る準備も検討する
- 契約書の電子化に対する法解釈が一般化しておらず、あいまいで分かりにくい(廃掃法、環境省通知、e-文書法での扱い) 導入に対する障壁の一因となっている
- 是非普及させていただきたいです
- 排出事業者の知識不足が感じとれるので、電子までのハードルが高すぎる
- 電子契約の中身について、商談も必要では? その上で、電子化(事務的に)
- 利用にあたってパンフレット等ありましたら送って頂きたいです
- 説明会や講習会があれば参加したい
- 電子署名、ID、パスが発行になり設定しています 元請さんの要望で加入しましたが未契約です
- 勉強して対応できるようにしていきたい
- 大手ゼネコンは通常業務として利用している
- パンフレット等があればいただきたい
- 電子化について詳しい情報がほしいです
- 利用料金等
- ソフトの導入時コスト及びランニングコストや保守メンテナンス等のコストパフォーマンスが気になります、興味はあります
- 利用したい
- 排出事業者様の方針に準じます
- 排出事業者からの要望はない
- JWNETのような一元化されたシステムが必要だと思う
- 電子契約書、許可内容および電子マニフェストを連動させ、現在行っている運搬開始前の、契約の有無および契約内容等の確認作業時間の短縮を希望する
- 契約相手先である取引先の電子契約の合意承諾を取るのはいくつか難しいですか
- 契約書を電子化する事によりメリット・デメリットを知りたい
- 知識の向上を図るためにも説明会や委託状況の説明会を開いてほしい

～考察～

今後、委託契約書の電子化を推進していくための事業に係る重要啓発事項として留意し参考にさせていただきます。

以上